

第2回 四万十町庁舎建設調査審議委員会のまとめ ワークショップ (WS)

第2回のワークショップが始まる前に、候補地の視察を有志で行ってきました。

審議会委員（5名欠席）20名が、各自くじ引きをして5つのグループを形成、役場職員も1名ずつそれぞれのグループに入り、また、傍聴者の方々も飛び入りでワークショップに参加していただき、街の活性化や住民の利便性など、様々な観点から意見を出し合いました。

会の締めくくりは、グループ単位の意見を集約したワークシートを掲げ、参加者全員の前でリーダーが熱く発表しました。他のグループが発表しているときにも全員真剣なまなざしで聴いていました。

◎日 時:平成22年9月9日（木）13:30～16:00

◎場 所:四万十町農村環境改善センター大会議室

※WSで出された意見は、現在とりまとめ作業中です。とりまとめが出来次第公開します。



候補地視察のようす-1



候補地視察のようす-2



ワークショップのようす-1



ワークショップのようす-2



発表のようす-1



発表のようす-2

4つの候補地

今回のWSテーマ／建設候補地の検討・評価

①候補地条件の学習と共有化 ②候補地の問題点の共有化 ③評価のウェイト付けの共有化

A. 現庁舎地



B. 窪川駅西側

昨年度庁舎建設計画(素案)



凡例

庁舎建設候補地

関連施設整備可能地

町有地

C. 窪川駅東側

議会庁舎建設等特別委員会(6月議会中間報告)



D. 緑林公園

窪川地区地域審議会より、候補地として検討するよう建議



資料（確認事項）

※下記3点は、情報の共有化の視点から確認しておいた方が良いとの提案がありましたので記載しています。

ア.窪川地区へ庁舎位置の選定経過

庁舎位置については、地方自治法第4条第2項の規定により

- ①住民の利用に最も便利であること
- ②交通事情が良いこと
- ③他の官公署等との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

これを前提として、合併協議会で協議された結果、役場所在地は窪川地区で合意しました。

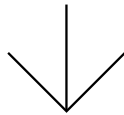
●合併協定書

4.新町の事務所の位置

(1) 新町の事務所の位置（本庁としての事務を取り扱う庁舎の位置）は、現在の窪川町役場とする。

(2) 現在の大正町及び十和村の役場の位置には、合併後の住民サービスを維持し、旧町村における地域づくりの継続と一層の発展を図るため、総合支所方式による支所を置くものとし、支所機能を充実するため、機能配置、機構及び権限等について、引き続き検討する。

(3) 将来的に必要となる新本庁舎の整備については、新町建設計画期間内に（合併後10年間）の建設の是非を含め、必要な資料を作成するなど引き続き検討する。



その後の役場庁舎位置について、議会や地域審議会等の審議として「窪川地区以外の大正もしくは十和」の意見を聴くことはなく、合併協定書による位置を既定事実として窪川地区内としております。

イ.地域審議会の目的

●地域審議会の目的

地域審議会は、3地区内の課題についての諮問答申と建議の役割

- ・支所機能（大正・十和地域審議会）
- ・窪川地区の総合支所機能としての本庁機能等（窪川地域審議会）

四万十町地域審議会条例（抜粋）

第4条 審議会は、関係区域に係わる次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 四万十町まちづくり計画の変更に関する事項
- (2) 四万十町まちづくり計画の執行状況に関する事項
- (3) 町有林の管理経営及び収益活用事業に関する事項
- (4) 総合支所の機能配置及び組織・機構に関する事項
- (5) その他町長が必要と認める事項

2. 審議会は、関係区域に係わる必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

ウ.庁舎建設審議委員会の目的の再確認

審議委員会は、

- ・庁舎建設の位置についての意見表明。
- ・庁舎建設の基本計画（庁舎機能etc.）の提起と意見表明
- ・公共施設の木造化に関する基本方針への意見表明

これらの審議意見、報告書を踏まえ町長が施策をとりまとめ議会に議案として提出することになります。